

(平成 20 年 11 月 12 日・17 日運営小委員会)

日本監査役協会事務局

運営小委員会でのご講演にあたって (お伺い事項)

1. 監査役制度と委員会制度における実態面の異同

(1) 監査役・監査委員会の独立性について

- ① 社外取締役が「過半数」を占めることの意義
 - ・ 委員会設置会社の各委員会においては、過半数を社外取締役が占めることとされており、社外監査役が「半数以上」いればよいとされる監査役会と比較して、その独立性が強化されている。有識者懇談会における議論においては、監査役会においても過半数を社外監査役とすべきとの意見もあるところであるが、監査委員会の実務に照らして、過半数とすることに意義があるか。
- ② 社外性の要件について (関会長提言 9 頁・11 頁・15 頁下線部)
 - ・ 社外監査役について、親会社出身者や重要な取引先の出身者、近親者などが社外性の要件を満たすことについて、実際には経営者からの独立性がないのではないかと指摘がある。委員会設置会社における社外取締役についても同様の問題が指摘できるが、社外取締役の経営者からの独立性という点について実質要件を課す必要があるか。
- ③ 議長について (関会長提言 11 頁下段)
 - ・ 監査役会の議長については、現状では社内監査役が務めることが多い。一方、諸外国においては、監査委員会は独立した非業務執行役員によって構成され、議長についてもこうした社外役員が務めることが一般的であると考えられる。有識者懇談会の議論においては、経営者からの独立性に難がある社内監査役に代えて、社外監査役を議長とすることが監査役会の適切な意思決定に資するのではないかと、また、外観的にも海外投資家の理解を得やすいのではないかと指摘もある。この点、監査委員会の委員長あるいは監査役会の議長について、社外役員が務める必要があるか。
- ④ 監査委員・監査役の人選
 - ・ 監査役設置会社においては、監査役選任議案について監査役の同意が必要とされているが、その候補者 (特に社内監査役) については社内人事の一環として経営者が指名しており、実質的な人事権が経営者にあるとの指摘がある。この点について、指名委員会の実効性はどうか。候補者の一次的な選定にあたっては、経営者の意向がある程度反映されることも考えられるが、有事に本当に機能するかなど、指名委員会はどれくらい本来期待された機能を果たしているか。

- ・ 社外取締役が過半数を占める指名委員会において、社長候補者等が決まることに對する抵抗感が、委員会設置会社への移行が進まない要因の一つであるとの指摘があるが、この点についての実感はどうか。
- ⑤ 海外投資家の理解について
- ・ 多数の社外取締役が存在する委員会設置会社となったことで海外投資家の理解は得られていると感じるか。社外取締役の社外性については、上記②のような問題も指摘されているが、この点について海外投資家からの指摘などはあるか。

(2) 情報伝達・収集について

- ① 取締役会の構成員であることによる相違について
- ・ 業務執行ラインと直接組織上のつながりを持つ取締役には必然的に情報が集まるが、独立した機関である監査役には必然的には情報が集まらず、自ら情報収集に努める必要があるとの指摘がある。この点について、取締役でもある監査委員会においては必然的に情報が集まる状況にあるか。監査役同様、ある程度の努力を要すると感じているか。
 - ・ 情報の量や質において、取締役として議決権を有することによる監査役との相違はあるか。また、議決権の有無は経営者・従業員が積極的に情報伝達するインセンティブになり得るか。すなわち、議決権があることによって経営者・従業員は監査委員会に積極的に情報を提供することにメリットがあると感じるのか。
 - ・ 実際に取り締めの不正調査を進めたある監査役からは、取締役会と監査役が別個独立の機関であることによる意見交換、意思疎通の難しさが指摘され、取締役会の構成員でもある監査委員であれば状況は変わるのではないかとの意見も示されたところである。この点について、実際の監査委員としてのご意見はどうか。
 - ・ 監査役と監査委員会では、内部監査部門からの情報提供や同部門との連携に差異があると感じているか。もし、差異があるとしたら、その原因は会社法上の地位や権限の違いにあるのか、それとも各会社の対応の違いにすぎず、監査役設置会社でも、委員会設置会社と同じように内部監査部門との連携を行えるように社内体制を構築することは可能なのか。
- ② 「常勤」が法定されていない点について
- ・ 監査委員会においては、「常勤者」の設置が法定されておらず、監査委員自らの監査というよりは、監査委員会スタッフや内部監査部門による監査活動の経過や結果の報告受領に重点が置かれているとも考えられる。この点、常勤者の存在を前提とした監査役に比して、スタッフの充実や情報伝達・収集の点で差があると感じているか。
 - ・ 日本の委員会設置会社においては、実質「常勤監査委員」として活動する場合も少なくないが、この場合、常勤監査役の活動と何らかの相違はあるか。また、常勤者

の必要性についてのお考えはどうか。

(3) 社内における位置付け、扱いについて

- ① 社内における監査役の位置付けは、経営者の意識によって左右される面があるとの指摘がある（例えば、経営者が監査役に尊敬の念を有するか否かなど）。この点、監査委員においても当てはまるか。
- ② 当協会の調査結果（「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査結果報告書」）によれば、「社内監査役」の前職について最も多いのは「監査関係以外の部長等」（30.1%）であるが、監査委員については「常務取締役・執行役（員）」（26.5%）が最も多い。つまり、監査役は使用人出身者、監査委員は（役付）役員出身者が多いという傾向があるが、監査役の社内における位置付け等について、こうした経歴の違いは影響するか。

(4) 現在、実務上直面している問題点

- ・ 上記のほか、監査委員会として実務を行う上での問題について感じている点等あれば。

2. 有識者懇談会における検討テーマについて

(1) 会社法と金融商品取引法の問題

- ① 財務報告内部統制に関し、取締役の内部統制報告書及び監査人の監査報告書の内容を株主総会前に開示し、株主による議決権行使の参考としてはどうか、との案についてどのように考えるか （関会長提言 18 頁下線部）。
- ② 会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権についてどのように考えるか。
 - ・ 会計監査人の選任議案・監査報酬を、監査を受ける側である被監査会社の取締役が決定するという、いわゆる「インセンティブのねじれ」を解消するために、会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を監査役に付与してはどうか、との案が示されている （関会長提言 19 頁）。一方、すでに委員会設置会社においては、会計監査人の選任議案の決定は監査委員会が行うものとされている。そこで、委員会設置会社へ移行後、会計監査人の選任議案の決定権を有したことで、実態的な変化があったか。
 - ・ 会計監査人の報酬についても、選任議案同様、監査委員会が決定すべきと考えるか。
 - ・ 会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権の付与にあたっては、財務・会計の知見を有する者の選任義務づけなどの手当が必要と考えるか （関会長提言 20 頁下線部）。

(2) 株主と経営執行の間における利害調整

- ① 大規模第三者割当増資の実施にあたって、監査役（監査委員会）が意見を述べるものとする事について、どう考えるか （関会長提言 14 頁下線部）。

- ② 買取防衛策の導入等の判断プロセスにおいて、社外役員や外部有識者による第三者特別委員会ではなく、監査役会（監査委員会）を活用することについて、どう考えるか（関会長提言 12 頁・13 頁）。

以上